

平成 17 年 2 月 4 日

## 「炭酸飲料の日本農林規格の改正案」に対する意見書

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
農林水産省 消費・安全局 表示・規格課 御中

〒103-0012 東京都中央区日本橋掘留町 1-3-9  
日本橋三英ビル 3 階  
電話：03-3667-8311  
日本食品添加物協会  
会長 稲森俊介

「炭酸飲料の日本農林規格の改正案」に関し、下記の意見を提出いたしますので、ご検討のほどよろしくご願ひいたします。

### 記

#### 1. 「炭酸飲料の日本農林規格の改正案」に関する意見

##### (1)意見

改定案でポジティブリスト化された「保存料」、「酸化防止剤」及び「乳化剤」を現行通りとしていただきたい。

##### (2)理由

改定理由として「食品添加物については、その使用を必要最小限とする観点から、「保存料」、「酸化防止剤」及び「乳化剤」をポジティブリスト化した。」とありますが、使用できる食品添加物を限定することにより、炭酸飲料メーカーは改良品の開発が極めて困難になり、「良質な製品を提供する観点」と矛盾することになります。また、食品添加物の使用を必要最低限とすることが「消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する観点」ではなく、食品添加物の利用を含めた加工食品の技術を駆使し、良質で消費者の要望にかなった製品を開発し、その上で食品添加物を含め使用した原材料の情報を正確に伝え、それぞれの消費者の判断に委ねることであると考えます。

さらに、使用できる食品添加物を限定することにより、JAS 格付率の低下を招くことを危惧いたします。

## 2. 「JAS 規格の制度・見直しの基準」に関する意見

### (1) 意見

今回の「炭酸飲料の日本農林規格の改定」の基になった「平成 13 年 11 月 6 日農林物資規格調査会決定の JAS 規格の制度・見直しの基準」における食品添加物についての記述を削除していただきたい。

ア 消費者向けの農林物資の規格については、原材料の増量材的使用の制限、まがい物の防止等消費者に良質な製品を提供する観点及び食品添加物の使用を必要最低限とする等消費者ニーズの変化に対応した製品を提供するという観点

### (2) 理由

平成 15 年 10 月から行われた「JAS 制度のあり方検討会」において検討された結果、食品添加物の使用制限に関する表現が適当性を欠く等の理由により、平成 16 年 10 月に出された「JAS 制度のあり方検討会最終報告」から完全に削除されたことを重く受け止めていただきたい。

以上